

飯塚市行政事務の一部を委嘱する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和8年3月31日

飯塚市長 武 井 政 一

飯塚市規則第29号

飯塚市行政事務の一部を委嘱する規則の一部を改正する規則

飯塚市行政事務の一部を委嘱する規則(平成18年飯塚市規則第5号)の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
別表(第7条関係)				別表(第7条関係)			
区分	謝礼金の額			区分	謝礼金の額		
行政協力員	謝礼金	月額	平等割 <u>11,550円</u>	行政協力員	謝礼金	月額	平等割 <u>10,500円</u>
			(略)				(略)
行政協力員	謝礼金	年額	第3条第5号に規定する 担当事務に付随し、経 費が発生する事務を委 任した場合 1,100円以内	行政協力員	謝礼金	年額	第3条第3号に規定する 担当事務に付随し、経 費が発生する事務を委 任した場合 1,100円以内
行政協力補助員	謝礼金	月額	平等割 <u>913円</u>	行政協力補助員	謝礼金	月額	平等割 <u>830円</u>
			(略)				(略)

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。